

一般社団法人中国地域 ITC ネットワーク定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人中国地域 ITC ネットワークと称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を広島県広島市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、IT 経営を社会に普及させることを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 中小企業への IT 活用・普及に関する支援活動
- (2) IT 経営に関する調査及び研究
- (3) IT 資源に関する適正評価とマッチング支援活動
- (4) 前各号に附帯又は関連する事業

第 3 章 社員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格取得)

第 6 条 この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第 8 条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第 9 条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(開催)

第12条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第15条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定められた事項

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第 18 条 この法人に、理事 2 名以上 10 名以内を置く。

2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

（役員の選任）

第 19 条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等内の親族、その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

（理事の職務及び権限）

第 20 条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

（役員の任期）

第 21 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、第 18 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第 22 条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

第 6 章 資産及び会計

（事業年度）

第 23 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

（事業計画及び予算）

第 24 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。

これを変更する場合も、同様とする。

（事業報告及び決算）

第 25 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 2 号及び第 3 号の書類については承認を受けなければならない。

（1）事業報告書

（2）貸借対照表

（3）損益計算書（正味財産増減計算書）

2 第 24 条及び前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第26条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第27条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第28条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第29条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(法令の準拠)

第30条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(余剰金)

第31条 この法人は、余剰金の分配を行うことができない。

附 則

1 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

氏名	住所
児玉 学	広島県広島市安芸区矢野西四丁目 58 番 2 号
志多木 義浩	広島県広島市南区大須賀町 17 番 5-703 号

2 この法人の設立時理事及び設立時代表理事は、以下の通りとする。

設立時理事	児玉 学
設立時理事	志多木 義浩
設立時理事	三浦 敏志
設立時理事	多々納 健一
設立時理事	久保田 浩二
設立時理事	蔵本 清
設立時代表理事	児玉 学

当法人の定款に相違ありません。
一般社団法人中国地域 I T C ネットワーク

代表理事 児玉 学